

資料紹介

「明君」松平吉邦の言動録

堀井 雅弘*

はじめに

1. 半知後の新藩主吉邦
2. 吉邦の「明君言動録」と宗矩の「御出語」
3. 吉邦の言説録「御出語之部」（「明君言動録」巻之上）

おわりに

はじめに

結城秀康から松平茂昭^{もちあき}まで、福井藩主¹⁾は17代を数える。この17代16人²⁾のうち、著名な藩主といえ、初代秀康、そして16代慶永（春嶽）であろう。1600年（慶長5）、関ヶ原の戦いの後に秀康が越前国68万石を拝領してから、1869年（明治2）、版籍奉還で茂昭が知藩事に任命されるまで、17代16人による福井藩政は、約270年におよんだ。しかし、その間の代替わりでは、1623年（元和9）の2代將軍徳川秀忠の上意による2代藩主忠直の隠居・配流³⁾、1674年（延宝2）に死去した4代藩主光通^{みつみち}の遺書による継嗣問題⁴⁾、1686年（貞享3）の5代將軍綱吉の上意による6代藩主綱昌の改易など、たびたび苦境に直面している。中でも6代綱昌の改易は、先代昌親の再封で断絶こそ免れたものの、約47万5千石⁵⁾から25万石と領知の半分近い減少を招いた（貞享の半知）。2代忠直から3代忠昌⁶⁾への代替わりでは、忠昌と忠昌付の家臣を越後国高田藩から迎え入れたため、福井藩の家臣は大きく入れ替わった。ただ、この時は先代忠直の領知がおおよそ引き継がれており、家臣団は再編成されるも、家臣数自体は極端に増減していない。しかし、この6代綱昌から7代吉品^{よしのり}への代替わりでは、前述のように領知が半減したため、家臣団の縮小に藩制の再構成と藩機構そのものの大変革を迫られた。

こうして25万石で再出発した福井藩は、再封した7代吉品によって「その後の藩制の骨格となる諸制度が整備された」⁷⁾という。その吉品の次代、実質的な半知後の新藩主が、8代吉邦である。藩政期をとおして見ても、後期の藩政を左右する重要な時期の藩主であったといえよう。しかし、吉邦については、歴代藩主の一人として自治体史などで通史的に触れられているのみである⁸⁾。それらの自治体史などでは、共通して「明君言動録」（以下「言動録」）という史料が紹介されている。これは吉邦個人の言動録であるが、その成立については多くが未詳である。そのためか、「言動録」の一部をとり上げ、吉邦の人物像を補足する逸話として紹介されるにとどまっている。

* 福井県文書館古文書調査専門員

本稿では、この「言動録」の全体像を紹介するとともに、その成立について検討する（参考のため、本稿末に「福井藩主系図（初代から10代まで）」を掲載した）。

1. 半知後の新藩主吉邦

吉邦の襲封は、半知から約4半世紀後の1710年（宝永7）、31歳の時であった。吉邦は、もともと1681年（延宝9）に初代松岡藩主松平昌勝⁹⁾の六男として誕生した。1686年（貞享3）には福井藩主が6代綱昌から7代吉品、兄から叔父へと代替わりし、1693年（元禄6）には松岡藩主も初代昌勝から2代昌平（後の9代福井藩主宗昌）、父から兄へと代替わりしたが、吉邦は部屋住みのままであった。それが1701年、7代福井藩主吉品の養嗣子として福井藩主家に入り、そして1710年、吉品が隠居したため、8代藩主として襲封したのである。しかし、その後1721年（享保6）に42歳で急死したため、藩主在任期間は12年と比較的短かった。

吉邦の代表的な逸話として挙げられるのは、勘定方奉行田中条左衛門の一件である。襲封の翌年、1711年（正徳元）に初入国すると、吉邦は家老酒井典膳・稲葉多門を召し出して初入国のための御用金の賦課を叱り、さらに条左衛門を召し出して御用金に頼った財源準備を咎めた。御用金は1710年7月の襲封時に翌年2月の初入国時と続けて賦課されていた。この条左衛門は、先代吉品の下で知行制度の改革を進めた人物である。改革そのものは、半知に対処するための変革の一環で、必要な措置であったといえよう。しかし、その改革の一つが、家臣の収入を助けていた夫米・口米を藩財政にとり込むという内容で、家臣は半知で知行が減少した上にさらなる減収となった。条左衛門は、1712年になって奉行を解任され、さらに改易されている¹⁰⁾。吉邦の在任中は、1711年の江戸中屋敷の焼失や1720年の手伝普請など、大きな支出が相次いだため、その後も御用金は賦課されているが、新藩主吉邦による藩政の転換を象徴する逸話であろう¹¹⁾。

また、吉邦の在任中で最大の出来事として挙げられるのは、1720年の「御預所」の成立（再開）¹²⁾である。越前国内の幕府領約10万4千石の管理を委任されたのであるが、それは幕府にまで伝え聞かれた吉邦の藩政運営能力の高さ所以であった。「御預所」は代替わり後も引き継がれ、藩主の幼年期には中断されたが、明治維新まで藩財政の補助をなした。

吉邦が「御預所」のお礼のために老中水野忠之宅を訪れると、忠之は「其許御領分御仕置等宜相聞へ候随分被入御念諸事可被仰付候」¹³⁾と福井藩の評判と吉邦の手腕をたたえ、さらに「其許を手本ニ致し候得」¹⁴⁾と「御預所」の領民たちの風俗も福井藩領を見本にして改まるよう期待を寄せたとされ、老中の口から吉邦の藩政運営能力の高さが語られている。預所自体は福井藩に限らず、8代將軍吉宗による享保の改革という时期的要因もあろう。しかし、一度は半知で解消されながら再び、しかも規模を大きくして成立したこの「御預所」は、やはり吉邦の藩政運営能力の高さと実績があったからこそであり、吉邦の藩政の集大成ともいえるであろう¹⁵⁾。

また、後年にも、藩儒高野真斎が吉邦の藩政、とくに藩財政を評価し、「五十万両之御借財ニ御座候処、御治世中ニ悉御償被遊、御逝去之節五十万両之貯金出来候と承候」とその在任中に財政状況が好転したとしている¹⁶⁾。実際には家臣からの借り上げ米や御用金が賦課されているため、過大な評価なのであるが¹⁷⁾、襲封の翌年の「御先祖御相統の御国反乱程之困窮、度々用金ニ家も離れ、家職をも

相止申者茂有之由、勿論家中渴命の仕合、此体二而ハ御用在之候ニ茂、何之詮茂在之間鋪候」¹⁸⁾ という状況を考えれば、「御預所」という補助財源もあり、好転の兆しは見え始めていたであろう。

このような逸話や評価を見れば、吉邦もまた、「明君」の一人であったといえる。そして、その「明君」像の形成は、「明君言動録」が要因の一つになったと考えられる。

2. 吉邦の「明君言動録」と宗矩の「御出語」

「言動録」は福井県立図書館保管松平文庫に4点¹⁹⁾、福井市立図書館越國文庫に1点²⁰⁾、国文学研究資料館越前史料に1点²¹⁾の計6点の現存が確認できる²²⁾。この6点のうち、5点は写本で、残る1点²³⁾には書写情報がなく、原本か写本かを含めて作成の経緯は未詳である。しかし、それ以前に、何れも序文・奥書がないため、「言動録」自体、作成の経緯や成立した時期、著者などについては未詳なのである。なお、福井藩の編年史料『越藩史略』²⁴⁾でも引用されているが、その引用書目には「吉邦公の事を記す亦誰人の録する所たるを詳かにせず」とあり、同書が編纂された18世紀後半にはすでに未詳であったようである。ただ、5点の写本のうち、2点は、残る3点以外の写本を書写している。そのため、ある程度、少なくとも藩内では流布していたと考えられる。

冊数は1冊であるが、卷之上「御出語之部」と卷之下「御行状之部」の上下2巻からなる。卷之上は全8条で、記述内容の時期は不明である。卷之下は全15条で、一部を除いて記述内容の時期が明記されており、おおよそ年代順に並べられている²⁵⁾。その卷之下の最後の条は、「乱心」して切腹した厚木元真の逸話である。「乱心」して切腹したというのが、これは殉死で、1722年（享保7）1月29日、吉邦の四十九日の出来事であり、また、同巻の第11条の文中には「宗昌公御代」とある。このため、作成の経緯と著者についてはやはり未詳であるが、成立した時期は早くとも9代藩主宗昌に代替わりして以後となる。

9代宗昌は初代松岡藩主昌勝の三男で、吉邦の兄にあたる。前述のとおり、1701年（元禄14）に2代松岡藩主として襲封したが、1721年に吉邦が継嗣不在のまま急死したため、8代將軍吉宗の上意で松岡藩から福井藩に入り、9代福井藩主として襲封した。しかし、宗昌もまた在任中に急死し、わずか2年半で再び代替わりとなった。

続く10代宗矩は陸奥国白河新田藩主松平知清^{ちかきよ}の次男で、前橋松平家²⁶⁾の出身である。宗昌に同じく、8代將軍吉宗の上意で宗昌の養嗣子となり、1724年に宗昌が急死したため、10代藩主として襲封した。先代までとは系統が異なるが、吉邦の「言動録」と同じように、宗矩にも「御出語」と題された言説録が残されている。

「御出語」は福井県立図書館保管松平文庫に4点²⁷⁾、福井市立図書館越國文庫に1点²⁸⁾の5点の現存が確認できる。5点のうち、4点は写本で、残る1点²⁹⁾は前出の「言動録」の残る1点と書体や書式、体裁を同じくする。ただ、やはり書写情報がなく、原本か写本かは未詳である。

しかし、「御出語」には、「言動録」にはない序文・奥書があり³⁰⁾、とくに奥書には作成の経緯が詳記されている（以下、原文中の句読点は筆者による）。

右一書の事、延享元甲子年十一月上旬御近習へ被仰付、同十六日初て被為召、夫々段々被為召御

穿鑿御咄等有之し以後の事也。同丑ノ八月江戸へ罷越、九月上旬御着府以来度々被為召御詮議共の内、九月下旬御咄之節、右御穿鑿之義内々書記候事被仰付候へ共、前方も余人へ被仰付候事在之候得共書留様不宜候故御止させ被遊候由御咄も有之候得バ、中々不才の私筆紙ニ及び申間敷段申上候得共、其後及_レ再及_レ三て不_レ能_レ奉_レ辞。左様御座候ハ_レ書留見可申奉存候へども、十二一二も不奉覚候はんか、たとひ少々書記候事とても尊旨を相違仕候てハ御金言を却てそこなひ候様成事、書ニ記し置候ものハ後世へ伝はり候ても御大切之事と奉存候間、兎角一篇下書仕候て堅く他見他言不仕候を御内々ニて入御覧相伺申候様ニ可仕段申上候へバ、尤の由御意なり。其後も輕易ニ不仕見合せ罷在候得共、翌年の春ニ至りても毎度御尋ニ付、翌寅の二月下旬ニ至り少々下書仕候段申上候へバ明日可指上旨御意ニ付、二月廿三日持参仕。御直ニ差上御請取被遊候旨なり。同廿六日夕御膳過より右下書ニ一々御附紙御書入遊し被為置候て、御前ニて一々御詮議の上御添削有之、存寄も申上相改、則御書物ニ可被遊候間、清書の儀被仰付候間、併清書之儀ハ加藤長右衛門へ被仰付被下置候様相願、則長右衛門へ被仰付。猶又追加之儀被仰付。少々書留罷改相考、又下書仕。三月四日追加之下書も指上る。同八日於御前又々右追加の下書も御訂正有之、則追加も加藤長右衛門へ清書仕候様ニ相渡候様ニとの御事ニて相渡。同九日御席之節、伊藤誼斎へ一篇御見せ被遊被下置、存寄も御座候ハ、申上候様ニ仕度段申上。尤の旨、御国々相廻候様ニ被仰付。同十八日清書出来。長右衛門方々被差上、御好有之て今一篇清書出来。右の清書の下書ハ長右衛門拝領被仰付。御書物ハ長右衛門方より其後指上候。取扱大抵如此ニて、内々ハ御用人中へも様子念ニ入取扱候趣物語申置候。此書ハ右長右衛門拝領の書を以て江戸発足前倉卒ニ写留候故、所々書損等も相改るニ不及単々ニ記置、追而清書可仕もの也。但シ清書仕候共、長右衛門方々ハ格別手前々堅く外へ貸し遣し申間敷もの也。題号の事、丙寅御出語・延享御出語などの御相談いまだ不相極。尤以後又誰ニても可被仰付思召也。夫故干支記置ても可然やとの事。但シ年号^マか^マ年號も如何可有御座やの品申上、先ハ御出語と斗相記し置、上中下、一二三などニ可被遊やの御内々也。御問答の様なるものニ候へバ、私の名を記し置候様ニとの御事故、右之通是亦下書ニて相伺候上記置候。右のあらまし、以後心得の為如此書加へ置候事。是ハ御書物の外、私家の心覚とするものなり。

延享三年寅の首夏初の五日 明石慶弘

「御出語」の作成は、その対象である宗矩の在任中、1744年（延享元）11月に始まる。初め御近習が下命されて作成を進めていたが、これは「書留様不宜候故」中止されている。それから約1年後の1745年9月に江戸で御次詰の明石慶弘が召し出され、そこで慶弘に下書の作成が下命された。こうして、中止されていた「御出語」の作成は、下書から再開したのである。慶弘は下書の作成を進め、1746年2月になって提出している。その下書には添削が加えられ、清書は慶弘の推薦で書院番の加藤長右衛門に下命された。この時、慶弘は新たに追加の作成を下命され、翌月には追加の下書を提出している。その後は先に同じく、添削が加えられ、清書は長右衛門に下命された。この段階で、藩儒伊藤龍洲の元にも届けられたようである。長右衛門が清書を提出すると、「御好有之」て追加の清書を下

命されたため、長右衛門は改めて清書を提出している。こうして「御出語」は、約3年半をかけて成立した。

慶弘が作成して提出した清書の下書は、清書した長右衛門が拝領している。それを慶弘が借り受けて「倉卒ニ」書き写した。これが「御出語」である。つまり、この「御出語」は、慶弘の私蔵本なのである。前述のとおり、清書は2部作成されたようであるが、現存は確認できない。なお、この奥書の後には「追加」がある。奥書中の追加とは別の「追加」であり、慶弘が「御出語」の作成から宗矩の意を押し量って私的に書き継いでいた記録である。その「追加」の後には「右ハ寛延二年之冬記之畢」とあるため、「追加」は宗矩の死去まで書き継がれていたようである。

前述のとおり、「言動録」に序文・奥書はないが、「御出語」と同様の書式であり、「言動録」の巻名と「御出語」の書名には共通して「御出語」という言葉が使われている。「御出語」は伝記史料の書名で散見される言葉であるが、福井藩では3代忠昌の「御略伝」と4代光通の「御略伝」、16代慶永の「履歴略」と17代茂昭の「履歴略」など、連続する藩主の伝記史料が共通の書名を持つ例がある。そのため、「言動録」もまた、慶弘、そして宗矩がその成立にかかわっていたという可能性が考えられる。

慶弘自身は、吉邦の晩年にあたる1720年（享保5）に召し抱えられている。明石家は慶弘の祖父に始まり、父の死去で一度は断絶するも、そのふた月後には慶弘が召し出され、その後も代を重ねて明治維新を迎えた³¹⁾。慶弘がかかわっていたとすれば、時間の隔たりはそれほど大きくない。「明君」という称揚意識には注意が必要であるが、記述内容の信頼性は、伝記史料としても低くはないであろう。

3. 吉邦の言説録「御出語之部」（「明君言動録」巻之上）

「言動録」上下2巻³²⁾のうち、吉邦の行動の記録である巻之下「御行状之部」（全15条）は、次のような内容である。

- 第1条 1711年（正徳元）、初入部のための御用金の賦課を中止
- 第2条 同年、御條目（儉約令）³³⁾を制定
- 第3条 年未詳（「御代」）、家臣の家督相続時の知行削減（半減または1/3減）を中止
- 第4条 年未詳（「御入部後」）、家臣が踏み荒らした畑の苗を養生
- 第5条 1716年（享保元）、結城七社への代参を再興
- 第6条 1717年、手伝普請と江戸上屋敷類焼で支出が増大していたが、香典額を維持
- 第7条 同年、手伝普請中に江戸上屋敷が類焼したが、普請を継続して完工
- 第8条 1718年、諸芸を賞翫^{しょうがん}
- 第9条 年未詳（「御部屋住の時」）、昌親から拝領した脇指に難があるも、解いて申し出ず、手入れ不足を秘匿
- 第10条 1720年、孝子節婦（国兼村平七・水落村つよ・蓮ヶ浦しな）に褒美を下賜
- 第11条 同年、幕府領の管理を受任
- 第12条 同年、「城跡考」の作成を指示

第13条 1721年、吉宗から藩政を評価されるも、一人の手柄とせず、家臣の功を言上

第14条 年未詳（御代）、不仲の百姓母子を和順に善導

第15条 1722年、厚木元真が吉邦の御恩に報いるために殉死

前述の先代吉品からの転換を象徴する逸話を始めとして、儉約やその節度を教戒する逸話が多い（1・2・3・6・7条）。そして、百姓に仁政を施す逸話が複数あり（4・10・14条）、「明君」につながる君主像を描き出している。また、少ないながら武芸を重視する逸話もあり（8・9条）、同時期の8代將軍吉宗による幕政との共通点もうかがえる。

これらの行動から見えてくるのは、やはり、吉邦の「明君」としての君主像である。この「御行状之部」の対、あるいは主をなすのが「御出語之部」であるが、言説の記録である「御出語之部」は、『福井市史』でわずかに一文が紹介されるにとどまる。

そこで本項では、卷之上「御出語之部」³⁴⁾の原文を紹介し、各条を略説していく。

〔第1条〕

一、吉邦公毎々被仰候ハ、今天下泰平ニ治りて大名士卒安楽ニ住すること、東照神君の御恩徳ニよる也。然れば仮初ニも此御恩徳を忘るゝ事なき様ニ心懸る事專要なり。良もすれば飲食・嬉楽・博奕ニ耽り暇を損し財を費して己か職ニ怠り武役を欠く族ハ、則御神恩を忘却せし者なり。平生慎て無益の入用を省き儉約を専とし相応ニ家人を扶持し武具・兵器を貯へ何時ニても出陣手をつかぬ如くする事、武恩を知る人といふべし。夫驕奢ハ心の緩ミより生して万邪の起る基なり。是を防がざれば妻子を養ふニも事をかき、治世の勤も障多く成行なり。かくの如くの身上ニてハ、すハ出陣といふ時ハ軍役勤るべきや。然れば大名も士卒も勝手向相応ニ取廻さざれば、治世乱世ともニ一分の奉公ハ成難し。武家ニ生れて一分の奉公成難きハ、神恩を忘らざる人也。儉約と云ハ無用を省き有用を足す事なり。世人誤て、為べき礼儀式法をもかき俸禄扶助を減し不義を顧ず無礼を慎ずして是を儉約の仕方なりと心得たる輩あり。是ハ吝嗇と云べし。儉約といふべからず。吝嗇ハ君子の悪む処なり。抑礼義ハ人道の文飾ニて、草木の花葉衣服の模様染色ニ同じくなくて叶ハぬ物也。其礼義を捨て人道立べきや。儉約と云ハ己一分の物数寄を止め、なすべき事をバ事軽ニして驕らぬ如くすべき也。武具陣具事足る程ニ貯へ大身ハ善き家人多く扶持し奉公武役何時ニても勤めらるゝ如くする事、真の儉約の仕方といふべし。^(つらつら)情乱世の昔を考へ見れば、今世の人何程艱難困窮をなすといふとも戦国に生れ逢たる人の十分一二も及ふべからず。かゝる治世ニ生るゝ事、是皆神君の御恩沢なり。然れば武家勤仕の面々も百姓町人も我奉公家職を太儀ニ思ふ心起らば、戦国の昔を推察し治世ニ住する事を難有おもふこゝろを便として家職ニ倦ミ労るゝ事なく精力を尽すべし。凡武士も農工商も家職を等閑ニして励まざるハ、不覚悟の第一なり。他の業ニ妙を得るとも誉れとハいふべからず。されば家を護るべき子ニハ幼稚より其家の芸ニ馴さすべし。四座の能大夫男子を儲れば、伊勢大神宮へ代参を立、家の芸ニ好様ニとの宿願とかや。況や武家ニ生るゝ者をや。然れば武士ハ武芸学文を専として、扱他の芸を嗜むを能武士といふべし。去ながら名将の人を仕ふハ良医の材を捨ざる如くなれば、一芸ニ達したる人ハ必用に立ものなれども、夫ハ上ニある人の目利し仕ふ事ニ

して、武士の武芸を捨て他芸ニ心力を費す者ハ、戦場に臨んで臆病の働ある事必定生せりを知るへし。足利尊氏の遺言ニ小身の武士学文は無益のよしのせられたり。思ふニ其頃乱世ニして学文の道明かならず。適文筆ニ志す人ハ是を以讒譎弁佞の媒とする如き風俗なる故ニ、如此戒められたる成べし。是併上の政道暗くして学問の本体顕れざればなり。此風子孫後世ニ移りて十三代の間士民安楽の思ひをなさず、主従・父子・兄弟相互ニ詭言残賊の心を挟ミ諍論・闘逆止時なし。終ニ諸大名の威強大小ニ成て將軍家衰微し、倍臣の権重く成て諸侯の国掠奪る、ニ(ママ)至れり。是皆草創の君権道ニ抛て仁義の道を行ハさるもの也。草創の君の氣象・風俗ハ子孫の末ニ及ふまで改られさる者也。今天下の諸大名の国風、家格を見て知るべし。各創業の主の風儀残れり。然れば当御代ニ生れたる者、かへす——も東照神君の御恩を疎ニおもふべからず。

まず、現在の天下泰平は初代將軍家康の恩徳であると説く。そして、この天下泰平を保つためには、儉約を心がけ、家職をまっとうして家を守り、常に武役を果たせるよう備えておくべきであるとする。ただ、儉約というのは「無用を省き有用を足す事」であるとし、礼儀作法を欠くような儉約は吝嗇であると戒めている。

さらに、武士にとっては武芸・学問が第一であり、その上に諸芸を修めた武士こそが「能武士」であるとして、士農工商がそれぞれの家職をまっとうすべきであるとする。そして、足利尊氏の遺書から「小身の武士学文は無益」という言葉を引用して時風の変化を示し、学問の必要性を説く。「儉約」と「吝嗇」、「武芸」と「学文」（学問）など、後出の用語が使われており、総説にあたる。

〔第2条〕

一、吉邦公或時被仰候ハ、凡一城一国の主君ハ天下国家をしろし召天子將軍ニ至るまで、第一しらで叶ハぬハ人の目利仕ひ様なり。何程聡明叡智なりとも、夫々の役人を立て其道筋を治させされバ政道行ハれず。其役人器ニあたられバ、其役筋ニ障多く附随ふ者末々の難儀と成者なり。是故ニ上ニ有人ハ能々召仕ふ者の賢愚智勇臆の氣質を見定め、相応の役儀を申付る時ハ、其人も己か器量を出し其役儀も万事差障りなく行ハる、もの也。然れども傍輩朋友と違ひ、召仕ふ者の氣質ハ至て知れかたき事也。如何成人も主君の前ニてハ物毎念を入万端ひかえめニするゆへ、其人の度量見分け難し。就中弁佞讒奸ハ万人悪む処故、道の魔魅ニして第一(しりぞ)黜けずんバ有べからずして、扱見分けがたし。古今睿才の人主といへ共、讒訴を信し佞人ニ誑惑せるを見て知るべし。兎角人を用る事ハ明智ニあらずして叶難く、されバとて又打捨べきニあらず。成べき程ハ心を用ゆへき事也。物毎陰日向ある者なればとて其陰を知らんと思ふニ、上ニ有人ハ自然と其間隔あるゆへ知りがたく、それを強く知らんとすれば又其間ニ奸邪生して甚大事也。人主ハ其境を能々工夫すべき也。二人三人乃至五人十人ニも一役を申付るニ、何も随分出精して勤る中別而一人律義実貞ニして役儀ニ心力を尽す人有。是を褒美せんとするニ、其同役の人の心斗難し。一人を褒美すれば其余の人ハ役儀を疎ニする如く聞え、褒美せざれば別て出精する人の規模なし。元より律義ニして役儀を大切ニする程の人なれば、褒美せぬとて恨憤るべきにあらざれども、其佞知らず顔ならんハ賞罰の明かならざる基也。上ニ居る人ハ其境を能工夫し

て、本人ハ恩を飲て弥勤仕を励ミ、同役傍輩も尤と心服して妬ミ憤らざる仕方專要也。或人の詞ニ、諸の善も修し尽せば悪と成、衆悪もなし果れハ善ニ移るといへり。何事ニよらず己か心力を尽して勤励めども、其しるし見えざれば遂ニハ倦怠りて放逸無慙の心生する事、人の習也。人を仕ふものハ愚ハ愚の俣ニ其能を取て用る事、良道の曲れる木、邪める板をも夫々の場処ニ用ひて捨ざるニ等し。若律義実貞の人退屈の心起て行事を誤らハ、主人の過といふべし。然ハ人君としてハ起臥ニ付て安逸の心ハある間敷事成を、明暮酒食狩獵ニ心を用ひ国改ニ等閑ならんハ、禄位を竊める人といふべし。天の責なき事あらじ。

能力に応じた人の起用が政治を動かすのであり、藩主だけでなく將軍、天皇まで、人の上に立つ者には、人の能力を見極める見識が必要であるとする。ただ、上役の前では細心の注意を払い、欠点は隠されるのが常であるため、人の上に立つ者には本性を見抜く見識もまた必要であるとする。

また、組織があれば、必ず個人間の優劣も表れてくるが、一人を褒賞すれば余人の誤解を招きかねず、褒賞しなければ役儀の自信を失いかねないため、褒賞一つであっても、褒賞者の以後の励みになり、他者もそれを見本としてまた励むよう心を配らなければならないとする。

さらに、例言を挙げ、「役儀に心を尽す」「律義実貞」の人が役儀を怠るようになれば、それは主人の責任であるとする。そして、人の上に立つ者は、そのすべてが国政につながると考え、公人として国政に尽くすべきであるとしている。

ここでは「律義実貞」という言葉がたびたび用いられており、吉邦が求めていた家臣像がうかがえる。

〔第3条〕

一、吉邦公被仰候ハ、加藤清正・福嶋正則等ハ第一剛強の大將たりし。其家法諸士武芸の外遊芸ハ禁制なりしとかや。戦国の武家大内家・今川家の如く花奢風流ニ泥ミテ国家を亡せしより見れば尤の事なれども、遊芸ニ泥むハ畢竟大將の過也。世ニ芸能等ど重宝なる物なれば、何ニてもあれ芸者をバ捨べきニあらず。併武士たらん人ハ武芸武道を習ひ学ぶ暇ニ遊芸をもせよ。遊芸ニ泥んて武芸を怠るハ未練の至りなれば、其メリを正しくする事大將の智慮ニ有べき事也。武芸武道の人並に達し、扨何ニてもあれ芸能あらんハ能武士なれば、主人ハ随分目をかけて召仕ふべき事成をや。万の芸能ハ幼少より壯年迄の内ニ修行し学ばざれば、秀たる芸ニハならざるもの也。人々子を持たる者ハ油断なく第一武芸・学文・其外の芸をも仕込べし。されバ若輩者を近習ニ呼出し召仕ふ事杯ハ、能々思慮あるべし。当番ニハ日夜主人の側ニ伺公すれば、非番の日ハ当番の勞ニて己か宅ニ居ながらなす事もなく日をたて、適武芸杯する人も平生袴の裾を曳き足袋をすらして立居する癖移りて、更ニ根ニ入たる芸ニハ至らじ。徒ニ置障りの能のミニて一生無能無芸の人と成事、第一主人の過なるべし。大平の時ニハ芸者多きハ国の飾りなれば成べき程ハ芸能の士を仕立べき事なるニ、幼少より近習ニ在て無能の士と成ハ惜むべき事ニして主人の大なる過なり。夫故若輩の士を側近く召仕ふニハ重々心得有事なり。若き医者近習ニ仕ふ事、同じ心得也。就中医者ハ多くの病人を手ニかけ療治の功重らざれば、書籍の面ニて薬品の能毒病症の軽重ニ付て療治の法を覚えたる事ニてハ良医ニハ成がたし。若年の医者

近習ニ召仕へバ療治の功薄き故ニ、仮令良医の器なる人も庸医と成て一生を終る事、惜むべき事の甚敷也。然れば壯年以下の医者ハ外様ニおらしめて田家民間の嫌ひなくとかく数多の病者を療治さすれば、其器ニよつて良医ニハならずとも功者ニハ至るべし。物毎ニ表裏体用の有ものにて、医者ノ医学ニ達したれども匙の廻らざる者あり。療治の巧者なれども不学成人有。全備の芸ニあらざれども免すべし。武士の勝手よく取廻し武具陣具嚴重ニ調へ置たれども、武道武芸不案内なるハゆるし難し。

まず、世に聞こえた剛強の武将として加藤清正・福島正則を例に挙げ、両家では家臣に武芸以外の遊芸を禁止していたとする。つぎに、遊芸に秀でた武家として大内家・今川家を例に挙げ、両家が滅亡したのは遊芸に傾倒しすぎたがためであるとする。そこからさらに、遊芸への傾倒は主人の責任であると戒めるが、芸能そのものは「重宝なる物」としており、遊芸をすべて否定しているわけではない。ただ、武士である以上は、武芸を第一とし、間違っても遊芸を武芸に優先してはならないとするのである。

そして、武芸を修め、それに芸能を備えた武士が「能武士」であるとして、諸芸は一朝一夕では身につかないため、早くから武芸・学問・諸芸を修めさせ、「無能無芸」で終わらせないように心を配るべきであるとする。そのための誘導こそが主人の責任であって、家臣の芸能は主人の器量一つにかかっているとしているのである。

〔第4条〕

一、吉邦公被仰候ハ、人ハ平生のならハし大事なり。切処險難を歩行し力業をなし暑寒ニ堪る事も武士ハ樵夫野人ニ及ず、大名武士ニ劣りたり。其所以ハ樵夫野人ハ三伏の暑ニも玄冬の寒ニも或ハ薪をとり草を刈田を耕し畑を修て連日終歳勉め動て逸居せざる故、自然と其身無病ニして暑寒ニ病む事も甚しからず。公用ニ召れ、夫ニさゝれて長途を往還し重荷を負ひ山坂を上下するゆへ、筋骨強く四支健かなり。武士ハ平生逸居して食ひ心の欲するニ随ひて勉め動く事なく夏の日中冬の朝夕ハ出勤をもいとふ如くする故、自ら身軟弱ニ暑寒ニ中りて病を發し長途ニ勞れ嶮阻ニ苦めり。大名ハ毎に美食美味を食ふて身を動す事少く鷹野川狩も半ハ馬駕ニ乗るゆへ、多く病身短命なり。おなじ天命を受たる人間ニして如斯強弱の殊なるハ、偏ニ平生のならハしニよるもの也。心あらん人ハ毎々乱世の艱難を思ふて勉め強て懈惰なる事なく身をかたく持て主人の用ニ立へき事を専一とする事、治ニ乱を忘れざるの一つ也。平生の翫好も武家ニおゐて堅く手強き遊びを専とすべし。形と心と表裏相兼たる物にて、柔弱なれば言語ふるまひも風流ニ、形ニ手弱き遊を翫ひなバ意もそれニひかれて自然と嬌惰ニ移るものなり。少壯の輩ハかりそめニも浄瑠璃三味線の類を翫事なかれ。此類の嬌樂ハ耽り泥ミ安ふして厭ひ離れがたし。耽り泥む事甚しければ風俗歌舞妓役者の如く、武士の正体を失ひ終ニハ我身をそこなひ其家を敗るニ至れり。慎ますんバ有べからず。尤人々の好む処他人の上ニハいひかたけれ共、予平日相撲を好ミ多く力者を召抱内家中の面々の所存如何なれども、是等武家相應の好にて国家の為ニも害なく諸士風俗の妨ニも成まじくおもふが故ニ、すきたる事を好むなり。若害あるべき事な

らハ何程すきたる事なりとも則翫ぶべき事ニあらず。まして家中の諸士ハたまさかニも柔弱の筋ニなるべからず。

習慣の重要性を説くために、まず、「樵夫野人」「武士」「大名」の3者の生活習慣を比較して、「樵夫野人」が強健で、「武士」はそれに次ぐとする。しかし、その「武士」も軟弱で、「大名」に至ってはもはや病弱であるとしている。このような強弱の逆転ともいえる現状は、「偏ニ平生のならハシニよるもの」と生活習慣そのものに原因があると見ており、治においても、常に乱に備えて役儀を務めるといふ心がけが必要であるとする。

そして、身体と精神は一体であると説き、習慣を改善するためには浄瑠璃や三味線といった「手弱き遊」は避け、たとえば相撲などといった「手強き遊び」を嗜むようすすめている。ただ、その目的はあくまでも「主人の用ニ立へき事」であり、武芸一辺倒に走ればよいというわけではなく、あくまでも軟弱化をとどめるためである。

〔第5条〕

一、吉邦公被仰候ハ、古人の詞ニも人ハちと鈍なるか使ひよき由申おかれたるが、誠ニ尤なる事なり。律儀実貞の人ハお等むね愚鈍なる者なり。左様の人ニよく事の條理を呑込すれば、打預け置てもあぶなげなく何事も根ニ入芸能も手篤し。恰利發明の人ハ物毎早く合点し当然の埒明き使能様なれども、かろミニ浮、めだてニて万事根ニ入らず手薄きが故ニ、仕損し多く心を緩め打預置がたし。動もすれば、ケ様の人ニ打任せて国家を亡したる類多し。弁佞奸邪の人ハ必差懸り恰利發明なる者なり。仮令其人ニ悪き巧ミなくとも眼前の利潤を早く見るが故ニ、果ハ一國の騒動ニも及也。律儀なる人ハ本正直の人なれば、左様の憂なし。扱此正直といふを無智頑愚の人の事と思ふハ、大なる心得違なり。正直とハ仮ニも悪しく曲める事なき人の事ニして、最上の人品なり。既ニ神託ニも日月ハ正直の頭を照すとあり。何連無智悪人の頭のミ照し給んや。思慮して知るべきなり。

はじめに「人ハちと鈍なるか使ひよき」という古言を紹介し、これに賛同の意を示している。ただ、ここでいう「鈍」は単なる「愚鈍なる者」ではなく、「律儀実貞」で「正直な人」である。これに対置されるのが「恰利發明」で「弁佞奸邪の人」で、両者を対比させてそれぞれの性質を明らかにし、「律儀実貞」で「正直な人」の有用性の高さを示している。

また、「正直な人」を「無智頑愚の人」と見なす習癖を戒め、「正直な人」は「仮ニも悪しく曲める事なき人」であるとして、「正直」を人の品格の最上位に位置づける。そして、寓話をもって「正直な人」に対する認識を改めるよううながしている。

第2条にも共通するが、家臣に求める性質をさらに具体的に語っており、判断力・理解力以上に信頼性・堅実性を重視する吉邦の人事に対する姿勢がうかがえよう。

〔第6条〕

一、吉邦公或時御夜話ニ、食ハ不_レ厭_レ精ヲ膾ハ不_レ厭_レ細キヲとハ孔子の語なり。吾朝の宗廟伊勢太神宮の神饌ハ三杵半の精也。三杵半とハ一年の米三百五十杵舂く事ニて、一合三杵半と云也とかや。何れ強く杵数の揚るニも不及、至て下白米の事也。和漢聖人と神明の心、懸隔の事ならずや。是則国の水土ニ相応といふべきか。日本ハ万端事軽ニ質素儉約を本とす。花美次第ニ増長する習なれば、有難き神掟といふべし。東照神君ニも何事ニよらず簡略を専らと守らせ給ひしかば、当御代長久ニ繁昌す。然ハ今時ハ猶更、我国風ニ合たる御掟を専らと守りて驕奢を慎むべし。さらバ儒学ハ用なきかという人有へけれど、夫ハ偏見なり。国家の政事我身の行ひニ益ある事ハ取て用ひ、国風ニ不相応の事ハ知て博物の助とし、広く和漢古今の興廢・政事の得失・人品の善悪を考へてする事、学問の本なり。庸人ハ学文といへハ經書の旨一々身ニ行ふ事と思ふ故、物うくむつかしき事ニ思ひて学問を嫌ひ、もし学者の經書ニ背く事あれば破戒の僧を見る如くそしり笑ふ事、皆佞人の病ニして歎かハしき事也。少若の子弟ニ教へ励すへき事、戒め制すへき事、各三つ有。教へ励すへきハ忠信・孝義・学問なり。制すべきハ飲酒・色欲・博奕也。凡主君ニ忠孝を尽す人ハ人倫の本体、何程ニ発才芸能の人なりとも、忠孝の道ニ疎きハ愚人ニ劣れり。信ハ心の誠、義ハ貌の誠なり。仁ハ信より出、礼ハ義より生ず。仮令如何成篤実・誠謹・律義実貞の人なりとも、信義の二つを欠くときハ禽獸ニ異ならず。学文ハ百姓・農人・工商類ハ扱置、禄仕の人ハせずしてかなハざる事。少ニても文筆ニ携ハる役儀を云付られて学文なければ物毎障り多く行支へ、其役儀ニ滞ふる事是不忠なり。仮ひ役儀ハ勤ずとも、武家ニおゐて戦国の心懸第一なり。不学ニして高名・不覚の訳も利害・勝敗の分も知りがたし。高名ニ似たる不覚、利ニ似たる害あるもの也。其條理を能弁へすんば、事ニ随て不覚をとらん事、終ひなし。是故ニ平日学文して利不利・功不功の分を弁へ古今治乱の理ニ明らかならすんば、真実の忠信とハ云難し。此三事を能修し得れば、人倫の大本既ニ立たりと云べし。酒は乱ニ及ずと經文ニ見えたれども、未醉乱ニ及ずしと思ふ内醉乱ニ及ぶハ酒の常なれば、是も日本流の三献ニて礼ハ調ふべし。客主歎ひを尽して顔色・心思和暢せるハ酒の徳なれども、過て狼藉・喧嘩し果ハ高声・雑言ニ及ぶ事、偏ニ酒の害ニして見ニく、聞苦しきの至り也。況や道路ニ千鳥足踏てつまづき倒れ座席を穢し職業を忘るゝをや。下戸ハ酒宴の席ニ座なしと諺ニいへと、酔て己か胸臆を見透され礼義をみだりて人ニ後口指さゝるゝニハ遙ニ勝れり。好色ハ就中恐れ慎むべきの第一なり。歴代血食の社稷を亡し先祖相承の家督を損ひ小さくして其身の辱しめ一族親類の面を穢す事、色欲より甚しきハなし。博奕ハ止ニ勝れりとして、何なす事もなく居る時ハ小人間居して不吉をなすと云てあしき心発起するゆへ、たとひ博奕ニてもするハよしと孔子ハ宣へり。吾朝の掟ニハ双六ハ貴賤となく一切ニ是を禁制すと延喜式ニ見えたり。双六ハ勝負を争ひて博奕の類なるべし。是等も和漢の制法甚殊なるを見るべし。誠ニ一切ニ禁ぜられしハ尤の事と覚えて、今世ニも貴賤共ニ博奕を好んで家名を亡したる者、挙て算ふべからず。己か家財・武器・兵器をも費し捨て果ハ他人の物を目がけ或ハ借りものを滞らし資財を盜竊して、恥辱を蒙るニ至れり。此三つハ甚恐ろしき事なるニ、馴近付て恐るゝ事をしらず。却て蛇蝎・蜂蠆を恐るゝハ愚なる事ならずや。惣じて武士ハ強ミ専らニして少も弱ミを見せず、おくれを取らざる意得肝要なりといへとも、去なから仮ニも人と物争ひし負おしミ及ばざるを恥ぢ

物毎仕返しをする事を好む武士ハ、至つて下品の人体也。凡物争ひハ確執の端ニて、人ニ劣る事を嫌ハゞ争論止時なし。利有ニ負て富貴才量ニ及バざる。何ぞ恥辱とせん。又仕返しを好むハ下学庸物の所為ニて長しき風俗ニあらず。只何事も打したりて卒忽ならず、競ひ争ハずして奥意ニ強ミ有、礼儀を表とし忠孝ニ勇を兼たるが真の武士ぞと被仰ける。

はじめに、孔子の行動を記録した「論語」の「郷党第十」の一文と伊勢神宮への神饌を紹介し、中国の聖人と日本の神明の共通点を挙げる。そして、質素儉約を旨とするその神掟をもって、奢侈化を戒めている。また、儒学（学問）の性質は神掟とは異なるとして、国のため、自分のためになるのであればとり入れ、国風に合わなければ知識として蓄える。そうして、諸国の歴史・政治の得失・人間の善悪をもって正しい判断を下す。これこそが学問の本分であるとする。

そして、武士の子弟に「教へ励すへき事」として忠信・孝義・学問を、「戒め制すへき事」として飲酒・色欲・博奕を挙げ、前者を修めて「人倫の本体」を立て、後者を避けて名誉を汚さないようにすべきであるとする。さらに、「おくれを取らざる」ための仕返しは下品・下学であり、人倫の本体を立てて無益な争いをしない武士こそが、「真の武士」であるとする。

〔第7条〕

一、吉邦公仰られけるハ、人ニハ万品の風儀あるもの也。何ぞ一事とり処ハあるべし。主人の人を仕ふハ勿論、傍輩の付合ニも、其人の能処ニ就て親むべし。仕落仕損しを数へて、嘲りそしり其人を見限る事、愚人の僻也。其愚人の我気ニ合たる人をバ、なす事いふ事皆よき様ニ思ふ也。今世の人に仕損しのなきといふ事ハ、決して有間敷也。凡士の恥辱といふハ偽・虚言・不義・失礼、是則戦場ニての億病不覚ニ同し。其外役儀の仕損しを始、しらざる事を習ひ及ばざるニ負け衣食の人ニ劣れる類、皆恥辱ニあらず。事ニ依てハ結句誉れと成事有べし。

「人ニハ万品の風儀あるもの」として個性を受け入れ、各人の長所を見つけ出すよう心がけるべきであるとする。そして、それは配下に対しても同輩に対しても有用であるとして、「仕落仕損し」も受け止めるべきであるとする。「仕落仕損し」で人を見限る人は、その人こそが「愚人」であるとしている。そのため、役儀の失敗に知識不足、力量不足や衣食の見劣りは恥辱にあたらず、武士の恥辱は今でも、戦場での不覚である偽り・虚言・不義・失礼であるとする。

〔第8条〕

一、吉邦公毎々被仰候ハ、士の弱過たる、婦人・出家を仕ふも同様ニて用に立ず。強過たる士ハ、其人の心ニハ我ハ一廉の武士なりとおもふべけれども、是又用ニ立ず。凡武士ハ農工商三民の上ニ居て人の鑑とも成事なれば、平生より言語行跡よく慎むへきなりと、伺候の面々へ御教訓ありしとなり。

武士は、弱すぎでは女性や僧侶と変わらず、役に立たないとする。武士の軟弱化については、すで

に第4条で戒めているが、ここではさらに、強すぎても「我ハ一廉の武士なり」という心性が強まるため、これもまた役に立たないとしている。そして、武士は「三民の上」に立つ「人の鑑」であるとして、言葉遣いや振る舞いに注意を払うよう求め、常に「三民」を意識した自覚と模範意識を持って行動するよう促している。

おわりに

吉邦の「言動録」については、「言動録」それだけでは作成の経緯や成立した時期、著者を知る手がかりに欠く。しかし、2代後の宗矩の「御出語」と比較すると、両者の共通点が浮かび上がり、「言動録」もまた、10代宗矩の在任中に成立したと考えられる。その対象である吉邦については、「言動録」以外にも歴代藩主の伝記史料³⁵⁾や福井藩の編年史料³⁶⁾などでもとり上げられている。中でも『片聳記』は、自序に10代宗矩在任中の1737年（元文2）の年紀があるため、これらの史料との記述内容の比較も作成の経緯や成立した時期、著者を知る手がかりになろう。

なお、「明君」については、すでに深谷克己氏や小関悠一郎氏などによる「明君像」や「明君録」とおした研究の成果がある。「明君」の名を冠したこの「言動録」とおして見えてくる吉邦の人物像も「明君像」の一つである。「言動録」上下2巻のうち、吉邦の言説を記録した巻之上「御出語之部」は、その内容が実務にもおよんでいる。これを手がかりに巻之下「御行状之部」、そして政策での実践を検討していけば、吉邦の「明君像」もより鮮明に浮かび上がってくるであろう。

注

- 1) 仙千代（忠直の子、のち光長、後掲注3・注6参照）は除く。
- 2) 5代昌親が再封（7代吉品^{よしのり}）している。
- 3) 大坂の陣の後に施政が乱れ始め、それが藩外、さらには幕府にまで聞こえて問題化した。1623年（元和9）、秀忠が忠直の隠居と仙千代の襲封、そして忠直の豊後国への配流を下命した。
- 4) 1671年（寛文11）に作成していた遺書で、継嗣には権蔵（子、のち直堅）でなく昌親（弟）の名を挙げる。遺書のとおり、昌親が襲封したが、昌親は綱昌（昌勝の子、昌勝は光通・昌親の兄）を養嗣子にしてわずか2年で隠居した。
- 5) 初代秀康の68万石から6代綱昌の約47万5千石までの間には、2代忠直隠居時の敦賀郡の召し上げ、3代忠昌在任中の丸岡藩・大野藩・勝山藩・木本藩^{このもと}の成立と勝山藩・木本藩の廃藩、4代光通在任中の松岡藩・吉江藩の成立、5代昌親襲封時の吉江藩の廃藩などによる増減があった。
- 6) 忠直の隠居・配流後、江戸にいた仙千代が襲封して福井に入ったが、数か月後には幕府から呼び寄せられて江戸へ戻り、そのまま忠昌（忠直の弟、越後国高田藩主）との国替で江戸から越後国高田藩へ移った。
- 7) 『福井県史』通史編4 近世二（福井県、1994年）62頁。
- 8) 『稿本福井市史』上（歴史図書社、復刻版1973年）、前掲注7『福井県史』、『福井市史』通史編2 近世（福井市、2008年）。これら自治体史の他に『若越史話』（中部日本新聞福井支局、1956年）がある。
- 9) 松岡藩は福井藩の支藩で、1645年（正保2）に4代福井藩主光通が昌勝（兄）に吉田郡松岡を分知して成立した。
- 10) 前掲注8『福井市史』514・515頁。
- 11) 田中条左衛門の一件については、前掲注8『稿本福井市史』186～188頁、前掲注7『福井県史』63頁、前掲注8『福井市史』514・515頁、同『若越史話』208頁を参照。

- 12) 1635年(寛永12)から1638年までの間に大野郡木本の幕府領2万石を、1644年から1686年(貞享3)までの間に同郡勝山の幕府領3万5千石を預かっていた。
- 13) 福井県立図書館保管松平文庫「御預所被仰出節覚書」(資料番号861(仮439-2)、福井県文書館複製本番号W0554)、『福井市史』資料編4 近世二(福井市、1988年)112~119頁に翻刻が掲載されている(「四六 福井藩預所覚書」)。
- 14) 前掲注13史料。
- 15) 1720年(享保5)の「御預所」の成立については、前掲注7『福井県史』36~38・64頁、前掲注8『福井市史』515・527頁を参照。
- 16) 前掲注7『福井県史』64頁。
- 17) 前掲注7『福井県史』64頁。
- 18) 『国事叢記』上(福井県郷土誌懇談会、1961年)396頁。
- 19) 「明君言動録」(資料番号20204(M22-21)、福井県文書館複製本番号W0239)、「昇安院様明君言動録」(資料番号20203(M22-22)、1830年(文政13)に横山時美が書写)、「吉邦公明君言動録」(資料番号20201(M22-23)、1839年(天保10)に荻野政清所蔵本を源正義が書写)、「〔明君言動録・宗矩公御出語〕」(資料番号20158(M22-49)、罫紙で「鈴木之印」がある)、『松平文庫解説目録』(福井県立図書館、1968年)では、源正義は松平正義と推測され、「〔明君言動録・宗矩公御出語〕」は鈴木準道の書写とされている。
- 20) 「明君言動録」(資料番号9-6/3-6/1-1/7-144)。
- 21) 「明君言動録」(福井県文書館複製本番号W1457、1917年(大正6)に粕孝敬所蔵本を書写)。
- 22) 『国書総目録』(岩波書店、補訂版1990年)によれば、旧三井鵜軒文庫にも所蔵されていたようであるが、現在は所在不明である。また、「言動録」は福井藩の編年史料「続片聾記」八にも収載されている。「続片聾記」は福井県郷土叢書として翻刻されており、八はその第4集の『続片聾記』下(福井県立図書館、1957年)に掲載されている。
- 23) 前掲注19「明君言動録」。
- 24) 井上翼章編『越藩史略』(歴史図書社、1975年)。自序には1781年(安永10)の年紀がある。
- 25) 写本によっては条数が異なる。条数は前掲注19「明君言動録」による。
- 26) 松平直基(秀康の五男)に始まり、宗矩は直基の曾孫にあたる。なお、2代福井藩主忠直は秀康の長男、3代忠昌は秀康の次男で、4代光通・5代昌親(7代吉品)は忠昌の子、6代綱昌・8代吉邦・9代宗昌は忠昌の孫にあたる。
- 27) 「御出語」(資料番号20208(M22-24)、福井県文書館複製本番号W0239)、「宗矩公御出語」(資料番号20207(M22-25)、1866年(慶応2)に横山時矩が書写)、「宗矩公御出語」(資料番号20206(M22-26)、前掲注19「吉邦公明君言動録」と同様の体裁)、前掲注19「〔明君言動録・宗矩公御出語〕」。
- 28) 「徳正君御出語」(資料番号9-6/3-7/1-1/7-145、1843年(天保14年)に浅井政昭が書写)。
- 29) 前掲注27「御出語」。
- 30) 前掲注19「〔明君言動録・宗矩公御出語〕」と前掲注27「宗矩公御出語」(資料番号20206(M22-26))では省略されている。
- 31) 福井県文書館資料叢書9『福井藩士履歴1 あ~え』(福井県文書館、2013年)19頁。
- 32) 前掲注19「明君言動録」。
- 33) 「御條目」は、3代忠昌に始まり、その後、代替わりごとに改訂を重ねていった。
- 34) 前掲注19「明君言動録」の巻之上「御出語之部」を底本とした。なお、前掲注22「続片聾記」八とは、条数や一部の記載内容が異なっている。
- 35) 福井県立図書館松平文庫「竜虎一夜咄」(資料番号145(M22-51)、福井県文書館複製本番号W0193、1794年(寛政6)村田氏章著)、同「竜虎一夜咄・梅竹枝葉論」(資料番号146(M22-52)、福井県文書館複製本番号W0193)、同「事蹟詳細」(資料番号152(M22-53))、同「御代雑記」(資料番号162(M22-54))など。
- 36) 『片聾記』(福井県立図書館、1955年)、『続片聾記』(福井県立図書館、1955年~1957年)、前掲注24『越藩史略』、前掲注18『国事叢記』など。

